

外国人の受入れ及び共生に関する最近の取組について(改正入管法成立以降)

令和2年4月1日
出入国在留管理庁

1. 法改正, 政府決定等

(1) 法律, 政令, 省令

| 日付 | 内容 |
|------------------|--|
| 【平成30年】 12月8日 | 「 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律 」(平成30年法律第102号)(以下「改正法」という。)が成立 |
| 12月14日 | 改正法公布 |
| 【平成31年】 3月15日 | 改正法関係政省令等公布 ⇒ 入管法施行令 [PDF], 入管法施行規則 [PDF]及び 上陸基準省令 [PDF]の改正。 特定技能基準省令 [PDF], 分野省令 [PDF]及び 分野告示 [PDF]の新設 |
| 3月22日 | 入管法施行規則の改正 [出入国在留管理庁のウェブサイトへ移動します](在留資格手続のオンライン化による利用者の利便の向上) ⇒一定の要件を満たす所属機関等を対象に、オンラインによる在留期間更新許可申請等の手続を認めるもの。7月25日から申請受付開始 |
| 4月1日 | 改正法施行 出入国在留管理庁の新設 [PDF][出入国在留管理庁のウェブサイトへ移動します] |

(2) 政府決定等

| 日付 | 内容 |
|-------------------|---|
| 【平成30年】 12月25日 | 「 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針 」[PDF]及び「 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針 」(分野別運用方針)[PDF]に係る閣議決定, 「 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領 」(分野別運用要領)[PDF]の制定 |
| 【平成31年】 3月20日 | 「 特定技能外国人受入れに関する運用要領 」[PDF]の策定 |
| 【令和元年】 11月29日 | 「 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領 」[PDF]の改正 ⇒技能実習2号を良好に修了した者の日本語試験免除など |
| 【令和2年】 2月28日 | 分野別運用方針の変更 ⇒建設分野の業務区分追加等 |
| 【令和2年】 2月28日 | 分野別運用要領の改正 ⇒建設分野の業務区分追加, 日本標準産業分類の見直し関係 |
| 【令和2年】 4月1日 | 分野別運用要領の改正 ⇒国内試験の受験資格見直し関係 |

(3) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

| 日付 | 内容 |
|-------------------|--|
| 【平成30年】 12月25日 | 「 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 」[PDF]が, 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議にて決定 |
| 【令和元年】 6月18日 | 「 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について 」[PDF]が, 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議にて決定 ⇒充実策として, 特定技能外国人の大都市圏等への集中防止策や「外国人共生センター(仮称)」の設置等が盛り込まれた。 |
| 12月20日 | 「 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂) 」[PDF]が, 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議にて決定 |

(4) 出入国在留管理基本計画

| 日付 | 内容 |
|------------------|---|
| 【平成31年】 4月26日 | 「 出入国在留管理基本計画 」[PDF]の策定 |

2. 在留資格関係

| 在留資格 | 日付 | 内容 |
|--------------------------|--|--|
| 高度専門職 | 【平成31年】 3月15日 | 国家戦略特区法関係共同命令の改正 [PDF][出入国在留管理庁のウェブサイトへ移動します] ⇒特区自治体の支援する企業に所属する外国人材に特別加算を認める制度を創設。令和元年10月から東京都, 同年12月から広島県にて運用開始 |
| | 3月29日 | 高度専門職告示の改正 [PDF][出入国在留管理庁のウェブサイトへ移動します](留学生の国内での就職インセンティブ向上) ⇒高度人材ポイント制の特別加算対象大学を拡大するもの。(国内では13校から100校以上に拡大) |
| 教育 技術・人文知識・国際業務 技能 | 【平成31年】 4月26日 | 入管法施行規則の改正 [出入国在留管理庁のウェブサイトへ移動します](地方での外国人材受入れのため外国人材の活動範囲の拡大) ⇒地方公共団体等に雇用される外国人が, 複数の在留資格にまたがる活動に従事できるよう一括して資格外活動許可を付与 |
| 介護 | 【令和2年】 4月1日 | 上陸基準省令改正 ⇒介護福祉士の資格を取得したルートにかかわらず, 在留資格「介護」を認める |
| 特定技能 | 【平成30年】 12月25日 | 「 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針 」[PDF]及び「 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針 」[PDF](分野別運用方針)に係る閣議決定, 「 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領 」[PDF](分野別運用要領)の制定(再掲) |
| | 12月27日 | 特定技能制度に関する企業・団体等向け説明会 [PDF]を実施 ⇒12月27日以降, 個別の要望に応じ全国で順次実施 |
| | 【平成31年】 2月6日 | 特定技能制度に関する地方説明会 [PDF]を実施 ⇒2月6日の鳥取県を皮切りに, 3月末までに全国47都道府県全てにおいて順次実施 |
| | 2月26日 | 「 特定活動(特定技能1号へのつなぎ) 」に係る入国在留課長通知の発出 ⇒「技能実習2号」修了者が, 登録支援機関による登録手続等の「特定技能1号」への変更準備に必要な期間の在留資格を措置。3月1日から申請受付開始 |
| | 3月15日 | 改正法関係政省令等公布(再掲) ⇒ 入管法施行令 [PDF], 入管法施行規則 [PDF]及び 上陸基準省令 [PDF]の改正。 特定技能基準省令 [PDF], 分野省令 [PDF]及び 分野告示 [PDF]の新設 |
| | 3月19日 | フィリピンとの特定技能に係る協力覚書(MOC) [PDF]署名 |
| | 3月20日 | 「 特定技能外国人受入れに関する運用要領 」[PDF]の策定(再掲) |
| | 3月25日 | カンボジアとの特定技能MOC [PDF]署名 ネパールとの特定技能MOC [PDF]署名 |
| 3月28日 | ミャンマーとの特定技能MOC [PDF]署名 | |

| | |
|-------|--|
| 3月29日 | 特定技能制度に関する在京大使館職員向け説明会 [PDF]を実施 ⇒30か国以上出席 |
| 4月1日 | 改正法施行(再掲) ⇒特定技能外国人の受入れ開始 退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域を定める告示 [PDF]の新設 |

2. 在留資格関係(続き)

| 在留資格 | 日付 | 内容 |
|-----------------|---|---|
| 特定技能 | 4月17日 | モンゴルとの特定技能MOC [PDF]署名 |
| | 4月26日 | 初の登録支援機関の登録 初の「特定技能1号」への在留資格変更許可(通知) |
| | 【令和元年】 5月10日 | 分野別運用要領(介護)の改正 [PDF] ⇒介護福祉士国家試験に合格できなかったEPA介護福祉士候補者が「特定技能1号」に移行する際の技能試験及び日本語試験等を免除 |
| | 6月19日 | スリランカとの特定技能MOC [PDF]署名 |
| | 6月25日 | インドネシアとの特定技能MOC [PDF]署名 |
| | 7月1日 | ベトナムとの特定技能MOC [PDF]署名交換 |
| | 8月2日 | 特定技能に係る在留外国人数の公表 ⇒20人(6月末現在) |
| | 8月27日 | バングラデシュとの特定技能MOC [PDF]署名 |
| | 11月13日 | 特定技能に係る在留外国人数の公表 ⇒219人(9月末現在) |
| | 11月29日 | 「 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領 」[PDF]の改正(再掲) ⇒技能実習2号を良好に修了した者の日本語試験免除など |
| | 12月17日 | ウズベキスタンとの特定技能MOC [PDF]署名 |
| | 12月23日 | パキスタンとの特定技能MOC [PDF]署名 |
| | 【令和2年】 1月30日 | 試験方針の改正 (国内試験の受験資格見直し関係) |
| | 2月4日 | タイとの特定技能MOC [PDF]署名 |
| | 2月28日 | 分野別運用方針の変更 ⇒建設分野の業務区分追加等(再掲) |
| | 2月28日 | 分野別運用要領の改正 ⇒建設分野の業務区分追加, 日本標準産業分類の見直し関係(再掲) |
| | 4月1日 | 分野別運用要領の改正 ⇒国内試験の受験資格見直し関係(再掲) |
| 技能実習 | 【平成31年】 1月15日 | ウズベキスタンとの技能実習MOC [PDF]署名 |
| | 2月26日 | パキスタンとの技能実習MOC [PDF]署名 |
| | 3月27日 | タイとの技能実習MOC [PDF]署名 |
| | 3月29日 | 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム「 調査・検討結果報告書 」[PDF]の公表 |
| | 【令和元年】 6月25日 | インドネシアとの技能実習MOC [PDF]署名 |
| 11月12日 | 「 失踪技能実習生を減少させるための施策 」[PDF]の公表 ⇒失踪者を出した機関に対して, 失踪率や帰責性等を踏まえ, 技能実習生の新規受入れを停止する措置を講ずるなど, 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの「 調査・検討結果報告書 」に記載された改善方を拡充 | |
| 【令和2年】 3月23日 | 技能実習法施行規則 の一部改正 ⇒「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が公表した「 調査・検討結果報告書 」に基づき, 失踪に帰責性のある実習実施者及び監理団体の新規受入れ停止及び口座振込み等による報酬支払を導入するもの(令和2年4月1日施行) | |
| 留学 | 【令和元年】 6月11日 | 「 留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針 」[PDF]の公表 ⇒大学における留学生の在籍管理が不十分であり, 繰り返し指導しても改善が見られない場合には, 「留学」の付与停止や, 大学の留学生別科への受入れに係る基準の策定など, 「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」を公表 |
| | 8月1日 | 見直し後の「 日本語教育機関の告示基準 」[PDF]の公表 ⇒告示から日本語教育機関を抹消する基準の追加, 日本語能力の試験結果等についての出入国在留管理庁への報告及び公表の義務化, 告示基準への適合性についての定期的な点検及び点検結果の出入国在留管理庁への報告の義務化等に係る一部改正を実施 |
| 家族滞在 | 【令和2年】 3月25日 | 高等学校等卒業後に就労を希望する外国人に係る在留資格の取扱い の見直し ⇒父母に同伴して日本に在留している外国人が高等学校等卒業後に日本で就労する場合の取扱いについて, 対象者を拡大・明確化。内容について法務省HPで公表 |
| 特定活動 | 【平成30年】 12月28日 | 特定活動告示の改正 [経済産業省のウェブサイトへ移動します](外国人起業家の受入れ促進) ⇒一定の要件を満たす外国人起業家に対し, 最長1年間の在留期間を付与 |
| | 【平成31年】 1月18日 | 総合特区告示の改正 [PDF](働きながら京料理を学ぶ外国人料理人の受入れ促進(クールジャパン)) ⇒総合特区の「特定伝統料理海外普及事業」(働きながら京料理を学ぶ活動)について, 1事業所当たりの受入れ人数の上限を2人から3人に拡大する等受入れ要件を緩和 |
| | 【令和元年】 5月30日 | 特定活動告示の改正 (留学生の就職支援) ⇒在留資格「特定活動」により, 我が国大学を卒業した留学生が従事できる業務内容を拡大。併せて, ガイドライン [PDF]を公表 |
| | 6月17日 | 特定活動告示等の改正 [PDF](大会関係者等の円滑な入国・在留の促進) ⇒東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し, 90日以上滞在を希望している大会関係者等について, 「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することができるようにするもの |
| 永住者 | 【令和元年】 5月31日 | 「 永住許可に関するガイドライン 」の改定 ⇒居住要件として, 10年以上継続して在留していること(うち5年は就労資格又は居住資格で在留していること)を求めているところ, 就労資格には在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」は含まない旨を明記。また, 公的義務の内容を具体的に明記 |

3. 共生施策関係

| 日付 | 内容 |
|-------------------|--|
| 【平成30年】 12月25日 | 「 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 」[PDF]が、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議にて決定(再掲) |
| 【平成31年】 2月13日 | 外国人受入環境整備交付金(整備)交付要綱 の制定 ⇒1次募集で37団体に交付決定(3月20日現在) |
| 3月28日 | 外国人受入環境整備交付金(運営)交付要綱 の制定 ⇒1次募集で62団体に交付決定(4月1日現在) |
| 4月1日 | 外国人受入環境整備交付金(整備, 運営)2次募集(4月1日から6月28日まで) 「生活・就労ガイドブック」を関係省庁の協力を得て作成し, 日本語版及び英語版を ポータルサイト に掲載。ベトナム語版は6月14日に掲載 受入環境調整担当官 13人を地方出入国在留管理局(8局, 3支局)に配置 |
| 4月24日 | 地方公共団体の相談窓口向けに国の行政機関等の 問合せ先一覧表 を作成・配布 |
| 【令和元年】 6月18日 | 「 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について 」[PDF]が、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議にて決定(再掲) ⇒充実策として, 特定技能外国人の大都市圏等への集中防止策や「外国人共生センター(仮称)」の設置等が盛り込まれた。 |
| 7月24日 | 外国人受入環境整備交付金(整備, 運営)2次募集の交付決定終了 ⇒1次, 2次を合わせて95団体に交付決定(整備80団体, 運営93団体) |
| 9月9日 | 外国人受入環境整備交付金(整備, 運営)3次募集 (9月9日から12月27日まで) ⇒外国人住民数に応じて交付限度額を設けつつ, 交付対象を全地方公共団体に拡大 |
| 10月25日 | 「生活・仕事ガイドブック(やさしい日本語版)」及び「生活・就労ガイドブック(第2版)」を ポータルサイト に掲載 |
| 12月20日 | 「 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂) 」[PDF]が、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議にて決定(再掲) |
| 【令和2年】 1月30日 | 外国人受入環境整備交付金(整備, 運営)3次募集の交付決定終了 ⇒1次から3次まで合わせて146団体に交付決定(整備120団体, 運営128団体) |
| 2月21日 | 「 在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインに関する有識者会議 」第1回会議を開催 |
| 3月9日 | 令和2年度外国人受入環境整備交付金の公募 を開始(3月9日から5月29日まで) |
| 3月10日 | 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」の一環として, 外国人受入環境整備交付金(運営)の交付限度額を倍増する措置 を実施 |
| 3月27日 | 外国人受入環境整備交付金交付要綱 の改正 |

【WebサイトのURL及びQRコードはこちら】

「外国人の受入れ及び共生に関する最近の取組について(改正入管法成立以降)」Webサイト
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00213.html

